

決議第4号

閉会中の議員派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成28年6月16日

南風原町議会議長 宮城 清政

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会正副議長・正副委員長研修会

- (1) 日 時：平成28年8月4日（木）午後1時30分
- (2) 場 所：ちゃたんニライセンター
- (3) 派遣議員：全議員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。